

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部 建設・技術課

法令名	浄化槽法	法令番号	昭和58年法律第43号
手続名	浄化槽工事業の登録	根拠条項	第21条
審査基準	<p>（登録の拒否）</p> <p>第24条 都道府県知事は、工事業登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第32条第2項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 浄化槽工事業者で法人であるものが第32条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその浄化槽工事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第32条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第9号において「暴力団員等」という。）</p> <p>(6) 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 第29条第1項に規定する要件を欠く者</p> <p>(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を工事業登録申請者に通知しなければならない。</p>		
	受付機関	建設・技術課	処理機関
		交付機関	建設・技術課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	一日
		目次	No.